

## 平成27年度 第10回全体庁議（2月1日開催）

区分	審議・報告	案件名 (担当部)	(1) 帯広市消費生活条例改正の考え方について[市民活動部]
----	-------	--------------	--------------------------------

### ■ 提案・報告の趣旨

消費者の安全・安心を確保するため、都道府県や消費生活センターを設置する市町村の消費生活相談体制の強化を図ることを目的に、消費者安全法の一部が改正された。このため、法改正の趣旨を踏まえ、「帯広市消費生活条例」の一部改正の考え方について、平成28年2月12日の総務委員会に説明するもの。

### ■ 提案・報告の主な内容(概要)

消費生活センターである「帯広市消費生活アドバイスセンター」を規定する「帯広市消費生活条例」について、国が示した参酌基準の内容で、必要事項について条例に規定するため、その一部を改正しようとするもの。

#### 1 消費者安全法の主な改正の内容

- (1) 消費生活センターの組織及び運営に関する事項等について、条例で定めること。
- (2) 条例改正にあたっては、内閣府令で定める基準を参酌すること。

#### 2 内閣府令で定める基準

- (1) 消費生活センターの名称、住所、相談日時の公示
- (2) センター長及び事務を行うために必要な職員の配置
- (3) 資格試験合格者(みなし合格者を含む)を配置
- (4) いわゆる「雇止め」の見直しその他適切な人材及び処遇の確保に必要な措置
- (5) 研修機会の確保
- (6) 情報の適切な管理に必要な措置

### ■ 今後のスケジュール

平成28年3月議会に条例改正案を提出し、同年4月1日施行を目指し進めていく。

- ・平成28年2月12日 総務委員会へ報告
- ・平成28年3月1日 市議会定例会に改正条例案を提出
- ・平成28年4月1日 条例施行(予定)

### ■ 審議結果

- ・同内容で、2月12日総務委員会へ報告することで了承された。

### ■ その他、指摘事項等

- ・特になし